

裁判員制度についてのアンケート報告書

2010年6月

社会福祉法人大阪ボランティア協会

“裁判員ACT” 裁判への市民参加を進める会

はじめに

裁判員制度が始まって1年が経ちました。

私たちは昨年来、市民が裁判員の役割を十分に果たすためにも、裁判員制度が理念にかなう成果をあげ成熟していくためにも、市民自身が積極的に学び、裁判員裁判をめぐる課題に向き合おうという趣旨で活動してきました。

裁判に参加する市民が学びを深めることは、裁判官と裁判員の協働を進める力になるだけでなく、市民参加によって司法が改善され、同時に地域における市民自治の理念や取り組みが広がる土壌となるはずです。施行後3年後の裁判員制度見直しの議論も、専門家に任せてしまうのではなく、市民も当事者として参加していくことが重要だと考えています。

そこでこの度、主要政党と、高等裁判所設置都道府県におけるそれら主要政党の参議院議員選挙の立候補予定者を対象に、「裁判員制度についての意見」を伺うアンケートを実施いたしました。

その結果、多くの回答者から、「制度は市民参加を拡大する方向で見直すべき」であり、「見直しにあたっては、裁判員経験者の声を聞くべき」との回答を得ました。このことから、国政を担おうとする立候補予定者たちが、裁判への市民参加の意義を積極的に評価し、市民の声を聞きながら、参加をより進める方向で制度改善すべきとの意見を持っていることがわかります。

ただし、守秘義務や評議のルール、対象事件は何かふさわしいかなど個別の問題点となると意見にかなりバラツキがありました。制度が始まってから日の浅い現状の中で、まだ評価が定まっていないこともありますが、裁判員制度への理解、浸透がまだまだ進んでいない現状を反映しているようにも見えます。

よく聞かれる「裁判員裁判は順調に行われており、裁判員の多くは良かったと語っている」というワンフレーズの評価は危険であり、具体的かつ詳細に現状を吟味して、3年後の見直しに向けて市民参加の対話と議論を重ねていく必要があるのではないのでしょうか。

国政を担おうとする立候補予定者の考えや、政策決定に大きな影響をもつ政党本部の見解は、大変有益かつ貴重な情報です。本アンケートの結果は、裁判員制度見直しに向けた議論の材料の一つとして、政治家と市民、専門家と市民、市民同士など、多様な人々が参加することによって対話が生まれ、議論が広がるきっかけとなるよう生かしていきたいと思えます。

ご多忙の中、趣旨をご理解いただき、アンケートにご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

2010年6月

“裁判員ACT”裁判への市民参加を進める会

【目次】

はじめに

1. アンケート調査の概要	4
2. 全体的傾向と分析	5
3. 集計結果	
①回答一覧	8
②自由記述欄コメント	10
4. 裁判員ACTの見解	28
5. 資料	
①質問状	31
②質問の趣旨と背景	33

1. アンケート調査の概要

(1) 実施主体

社会福祉法人大阪ボランティア協会「“裁判員ACT” 裁判への市民参加を進める会」チーム

(2) アンケート対象

① 政党要件を満たす政党 9党

公明党、国民新党、自民党、社民党、新党改革、たちあがれ日本、日本共産党
民主党、みんなの党（五十音順）

② 上記政党の次期参議院議員選挙の公認・推薦を受けた立候補予定者のうち、

高等裁判所所在地の立候補予定者合計 47名

（北海道・宮城・東京・愛知・大阪・広島・香川・福岡選挙区）

(3) 日程

5月23日(日) アンケート郵送

6月4日(金) 回答締切

※政党は各党本部に送付。立候補予定者は各事務所か、事務所がない場合は各県または党本部宛に送付。5月23日以降、立候補予定者および事務所が確認できた場合は随時追加送付。締切時点で未回収の対象者には電話、メール等督促の上6月18日(金)までに届いた回答を集計した¹。

(4) アンケート内容

制度見直しについて、市民感覚を反映しているか、守秘義務、評議の過半数、有罪・無罪の事実認定と量刑の判断を行うこと、死刑事件、裁判員制度の対象事件、制度見直しにおける市民参加の方法、市民参加の意義と役割の9問。質問状原本は巻末資料の通り。質問の意図を伝えるために、質問状送付の際に「設問の趣旨と背景」（巻末資料）を同封した。

(5) 回収率

政党 66.7% 候補予定者 59.6%

内訳は以下の通り。

政党（国民新党、自民党、社民党、新党改革、日本共産党、民主党）

候補者（公明党 2 / 2、国民新党 0 / 2、自民党 6 / 9、社民党 4 / 6、新党改革 0 / 1、たちあがれ日本 1 / 1、日本共産党 7 / 8、民主党 7 / 13、みんなの党 1 / 5、全体 28 / 47）

¹ アンケート調査の精度をあげることを目的に、本報告書では2010年6月18日に行った結果発表後に回答があったものを含めているため、発表時と数字が異なっている。

2. 全体的傾向と分析

※ 以下に示す数字は政党本部の回答を除く候補予定者のもの。

7割が「市民参加をより拡充する方向で見直しをする」と回答

(質問1) 現在の裁判員制度は見直しをする必要があると思いますか。

(質問1分析)

質問「現在の裁判員制度は見直しをする必要があると思いますか」については、「制度の見直しをする必要はない」とする現状肯定派の回答が6に対して、「市民参加をより拡充する方向で見直し」が19、「市民参加をより縮小、または制度を廃止する方向で見直し」は1でした。このことから、7割を超える回答者が「市民参加をより拡充する方向で見直しをする」と考えていることがわかります。

9割が「市民感覚反映」と回答

(質問2) 現在の裁判員制度は市民感覚を反映していると思いますか。

(質問2分析)

質問「現在の裁判員制度は市民感覚を反映していると思いますか」については、約9割(25)が「市民感覚を反映している」と回答し、「反映していない」の回答は0でした。「わからない」の回答は3ありました。

5割が守秘義務を問題視

(質問3) 裁判員には裁判中だけでなく、裁判終了後も守秘義務があり、違反すると6月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。これについて以下の選択肢から1つ選び、ご回答をお願いします。

(質問3分析)

守秘義務については、回答が多い順に「現行のまま」が14、「その他」が7、「守秘義務は必要だが、罰則は廃止する」が6で続いています。「守秘義務はなくてもよい(罰則もなし)」との回答は1でした。

意見が分かれているのは、守秘義務の内容があいまいなことも影響しているかもしれませんが、

「その他」の回答でも「守秘義務の範囲を限定し、罰則も軽減すべき」というものが多く、全体の5割が現行の守秘義務を問題視していることがわかります。

5割が多数決を問題視

(質問4) 裁判員制度は有罪、無罪の決定を、原則として裁判官と裁判員の過半数の賛成で決めています。

(質問4分析)

多数決で有罪・無罪の評決を行うことについては、「現行のまま」が3分の1を超す(10)。他方、半数(14)の回答者が現行制度の多数決を問題視しています。「死刑の評決のみ全員一致にする」の回答は9で、3割を超す回答者が死刑についてより慎重な態度を示しています。

6割が「現行のまま」と回答

(質問5) 裁判員は有罪、無罪の事実認定と有罪の場合、量刑の判断もしています。

(質問5分析)

裁判員が有罪・無罪の認定と量刑判断を行うことについては、約6割(16)が「現行のまま」と回答し、続いて多かったのが「その他」(8)でした。「裁判員は事実認定だけをする」とした回答は3人にとどまりました。

評議の進め方、評価3分

(質問6) 有罪、無罪の事実認定や量刑の判断をする裁判官と裁判員の話し合い(評議)は、ルールがなく、裁判官の判断によって行われています。

(質問6分析)

評議についての明確なルールがなく、それぞれの裁判官の判断で行われている現状について質問しましたが「現行のまま」が8、「ルールを定めて公開する」が11、「その他」が8と回答者の意見は分かれました。

6割近くが対象事件「現行のまま」

(質問7) 裁判員制度の対象は「死刑または無期懲役・禁固の罪の事件」です。

(質問7分析)

裁判員制度の対象事件についての意見を問う質問には、6割近く(15)が「現行のまま」と回答。「最高刑が死刑の犯罪を裁判員裁判の対象から外す」の回答は2で、他方、「その他」の回答の中にはより軽微な事件や否認事件、汚職や行政訴訟などに拡大すべきとの回答もありました。

「制度見直しに経験者の声を」が9割

(質問8) 2009年5月の裁判員法施行から3年後に定められている制度の見直しについて、市民の声をどのように反映させればよいと思いますか(複数回答可)。

(質問8分析)

施行3年後の見直しに市民の声をどう反映するかについての質問では、「裁判員経験者の意見を反映させる」が回答ではもっとも多く(25)、続いて「パブリックコメントや公聴会の開催」(19)、「審議会等に一般市民を複数入れる」(16)が多く寄せられました。

(質問9)

裁判への市民参加の意義と市民・裁判員の役割についてどのようにお考えですか。その他、自由にお書き下さい。

(質問9分析)

大半の回答者が長文のコメントを添えて回答しており、あわせるとA4版で9ページ分にもなりました。多様な意見を聞かせていただくことができたと思います。

3. 集計結果

① 回答一覧

< 政党別 >

政党名	質問1			質問2			質問3				質問4					質問5			質問6			質問7			質問8					
	a	b	c	a	b	c	a	b	c	d	a	b	c	d	e	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	d	e	f
公明党																														
国民新党			1		1					1			1				1			1				1	1	1	1	1	1	
自民党		1		1			1				1					1			1			1				1				
社民党		1		1					1			1				1				1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
新党改革																														
たちあがれ日本																														
日本共産党		1		1					1		1						1			1		1	1	1	1	1	1		1	1
民主党	1			1					1				1				1			1		1		1	1	1				1
みんなの党																														
合計	1	3	1	4	1	0	1	0	1	3	1	0	2	1	1	2	1	2	1	2	2	1	0	4	3	5	4	2	2	2

<立候補予定者別>

氏名	質問1			質問2			質問3				質問4					質問5			質問6			質問7			質問8								
	a	b	c	a	b	c	a	b	c	d	a	b	c	d	e	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	d	e	f			
公明党																																	
東京	竹谷 とし子																																
大阪	石川 ひろたか																																
計	0	1	0	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	0	1	2	2	1	0	0
国民新党																																	
東京	江木 さおり																																
福岡	吉村 鋼太郎																																
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自民党																																	
北海道	長谷川 岳																																
宮城	熊谷 大																																
東京	中川 雅治																																
東京	東海 ゆき子																																
愛知	藤川 政人																																
大阪	北川 一成																																
香川	磯崎 仁彦																																
広島	宮沢 洋一																																
福岡	大家 敏志																																
計	2	4	0	6	0	0	5	0	0	1	4	0	0	1	1	6	0	0	4	2	0	5	0	1	1	5	3	1	1	1	0		
社民党																																	
宮城	かんの 哲雄																																
東京	森原 秀樹																																
愛知	青山 光子																																
大阪	大川 朗子																																
香川	岡内 須美子																																
福岡	塚 かなめ																																
計	0	3	1	3	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	2	1	0	2	2	1	1	2	2	3	1	1	1	1	3			
新党改革																																	
大阪	山分 ネルソン																																
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
たちあがれ日本																																	
東京	小倉 あさ子																																
計	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0		
日本共産党																																	
北海道	島山 和也																																
宮城	かとう 幹夫																																
東京	小池 あきら																																
愛知	もとむら 伸子																																
大阪	清水 ただし																																
香川	藤田 均																																
広島	大西 オサム																																
福岡	しのだ 清																																
計	0	7	0	6	0	1	0	0	2	5	0	0	5	0	2	0	1	5	0	1	5	0	0	6	7	6	7	2	6	4			
民主党																																	
北海道	徳永 エリ																																
北海道	藤川 まさし																																
宮城	桜井 充																																
宮城	伊藤 ひろみ																																
東京	小川 敏夫																																
東京	蓮 舫																																
愛知	斉藤 よしたか																																
愛知	安井 美沙子																																
大阪	おだち 源幸																																
大阪	岡部 まり																																
香川	岡内 須美子																																
広島	柳田 稔																																
福岡	大久保 勉																																
計	2	4	0	6	0	1	4	0	3	0	2	0	2	3	1	6	0	1	1	5	1	6	0	1	4	7	5	2	0	0			
みんなの党																																	
北海道	中川 賢一																																
宮城	菊地 文博																																
東京	松田 公太																																
愛知	薬師寺 道代																																
福岡	佐藤 正夫																																
計	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	0			
総合計	6	19	1	25	0	3	14	1	6	7	10	0	9	5	5	16	3	8	8	11	8	15	2	10	16	25	19	8	10	7			

② 自由記述欄コメント²

質問 1

●石川ひろたか（公明党 大阪）

市民への負担を増加させるという意味ではなく、刑事裁判に一般国民の良識を反映させ、同時に、司法に対する国民の信頼を向上させることは重要なことであるという意味から、今後も、わかりやすい裁判、法教育の充実、保護司の増員など、裁判員制度を支える環境整備を図る必要がある。

●大川朗子（社民党 大阪）

見直すべき部分は多々あります。この3択から選ぶとすればbとなります。

●竹谷とし子（公明党 東京）

国民がより参加しやすい制度にするため、育児・介護、就労者および障がい者への配慮等の環境整備を行い、また裁判員手続きにおける性犯罪被害者等の安全確保とプライバシー保護が重要であると考えています。

●徳永エリ（民主党 北海道）

無回答。制度に対する法曹界の姿勢を見直すべき。

質問 2

●青山光子（社民党 愛知）

市民感覚という表現、その内容がわからない。

●大川朗子（社民党 大阪）

不十分ではありますが、反映していると思います。

●もとむら伸子（共産党 愛知）

制度はまだ始まったばかりであり、今の時点で判断するのは早いと存じます。

質問 3

◆国民新党

裁判員制度の本質に係る論点。制度そのものを一旦凍結して、守秘義務について抜本的に議論する必要がある。

◆日本共産党

² ◆は政党、●は立候補予定者とし、50音順に記載。表記はすべて原文のまま。

守秘義務は他の裁判員個人の氏名などのプライバシーにかかわる点だけに限定し、罰則も罰金刑だけに軽減する。

◆民主党

3年後見直しの際、運用状況を見定めつつ、必要があれば検討をする。

●青山光子(社民党 愛知)

裁判員となることを強要し、罰則を課すことは不当だ。

●石川ひろたか(公明党 大阪)

当面は現行のまま。経過を見ながら罰則の軽重については議論を。

●大川朗子(社民党 大阪)

守秘義務の期間、内容などを緩和する。

●大西オサム(共産党 広島)

守秘義務は他の裁判員個人の氏名などのプライバシーにかかわる点だけに限定し、罰則も罰金刑だけに軽減する。

●大家敏志(自民党 福岡)

守秘義務は必要だが、罰則が明確でない。

●かとう幹夫(共産党 宮城)

守秘義務は他の裁判員個人の氏名などプライバシーに関わるものに限定し、罰則も罰金刑だけに限定する。

●小池あきら(共産党 東京)

守秘義務はプライバシーにかかわる点だけに限定し、罰則も罰金刑だけに軽減するべきだと考えます。

●清水ただし(共産党 大阪)

守秘義務が他の裁判員個人の氏名などプライバシーにかかわる点だけに限定し、罰則も罰金刑だけに軽減する。

●畠山和也(共産党 北海道)

守秘義務の規定がきびしいという国民の声にこたえ、運用では守秘義務の対象を評議にかかわる

個人情報漏洩のみにかぎり、罰則の適用も柔軟にすべき。

質問 4

◆民主党

3年後見直しの際、運用状況を見定めつつ、必要があれば検討をする。

●青山光子（社民党 愛知）

裁判員には有罪・無罪の判断は無理。

●石川ひろたか（公明党 大阪）

全員一致となると判決を下せないこともありうるのではないか。

●大川朗子（社民党 大阪）

今までも多数決であり、そのこと自体には問題はありません。むしろ「無罪推定原則」「疑わしきは被告人の利益に」を徹底し、評議の充実をはかるのが重要です。

●大家敏志（自民党 福岡）

死刑判決の評決に加わることについては、今後議論すべきことだと思う。

●小川敏夫（民主党 東京）

裁判官を含めた多数を要求している点を改め、裁判官、裁判員の単純多数決にするべき。

●畠山和也（共産党 北海道）

裁判員裁判であつかう事件の範囲や対象の見直し、死刑を決める場合の全会一致などふくめ、必要な運用の改善と立法改正をもとめていきます。

●もとむら伸子（共産党 愛知）

死刑をなくし、それ以外は現行のまま。

質問 5

◆日本共産党

質問 7にかかわりますが、対象事件が現在のままであれば、量刑の判断もおこなう現在のままにならざるを得ないと思います。しかし、市民の声というか市民の感覚が本当に生かされるのは、有罪、無罪が本格的に争われるような事件であると思われまます。対象事件がそういう事件を中心になるようになれば、裁判員が事実認定だけをするように変わることもありうると思えます。

◆民主党

3年後見直しの際、運用状況を見定めつつ、必要があれば検討をする。

●青山光子（社民党 愛知）

無理。

●石川ひろたか（公明党大阪）

裁判員の経験後のアンケート結果などをみると、法定での審理は約71%が「理解しやすかった」。評議では約76%が「十分に議論できた」。裁判所の対応については約77%が「適切だった」と答えており、量刑も含め、過去の判例などの判断材料は適切に示されているように思える。

●大川朗子（社民党 大阪）

量刑の判断は市民に負担が大きいと考えます。

●大西オサム（共産党 広島）

対象事件が現在のままであれば、量刑の判断もおこなう現在のままにならざるをえないと思います。しかし、市民感覚が本当に生かされる有罪無罪を本格的に争う事件を中心にするようになれば、裁判員が事実認定だけをするように変わることもありうると思います。

●大家敏志（自民党 福岡）

裁判員の市民感覚に即した意見を聞く意義を少なくないと思う。

●小倉あさ子（たちあがれ日本 東京）

4の同じ。

●かとう幹夫（共産党 宮城）

対象事件が現在のままなら、そのままにならざるをえないと思いますが、対象事件が変われば事実認定だけになることもありうると思います。

●小池あきら（共産党 東京）

対象事件が現在のままであれば、量刑の判断も行う現在のままにならざるを得ないと思います。しかし、市民の声、感覚が本当に活かされるのは、有罪か無罪かが本格的に争われるような事件です。対象事件がそういう事件中心になれば、裁判員が事実認定だけをするよう変わることもありうると思います。

●清水ただし（共産党 大阪）

対象事件が有罪・無罪の認定が中心となれば、事実認定のみに変わることもあり得ると思います。

●徳永エリ(民主党 北海道)

もっと量刑に幅と奉仕活動など種類の豊富化を。

●畠山和也(共産党 北海道)

質問4と同様に必要な運用の改善と法改正を求める。

質問6

◆日本共産党

「ルール化」はプラスマイナス両面があり、とくに現在の対象事件のばあい、あまり評価に画一的な基準を設けると、過去の量刑水準に引きずられたりして、本当の市民の声が生きなくなるおそれがあります。ただ、最低限必要な点、すなわち「被告人は最終判断がくだされるまでは無罪と推定される」「犯罪の証明に一点でも合理的疑いが残れば無罪と判断しなければならない」という刑法の大原則を裁判官が必ず説明(説示)しなければならないこと、「裁判官は裁判員がどんな意見でも積極的、自発的にのべられるよう努力し、発言を抑えたり結論を誘導したりしないように努める」などの心得を定める、などを明確にしておくことが重要だと考えます。

◆民主党

3年後見直しの際、運用状況を見定めつつ、必要があれば検討をする。

●石川ひろたか(公明党 大阪)

当面は現行のまま、今後の経過や経験者の意見等を踏まえながら3年後の見直し時に議論を。

●大川朗子(社民党 大阪)

ルールを定めるとかえって自由な評議を損います。むしろ守秘義務を緩和することにより、担保すべきです。

●大西オサム(共産党 広島)

「ルール化」は、プラスマイナス両面があり、特に現在の対象事件の場合、あまり詳細に画一的な基準を設けると過去の量刑水準に引きずられて、本当の市民の声が生きなくなるおそれがあります。

●大家敏志(自民党 福岡)

裁判官が裁判員によってどのような説明を行うかによって、市民は容易に誘導される恐れがあり評議のルールを求めることも必要。

●小川敏夫(民主党 東京)

裁判官の判断というよりは、裁判長の訴訟指揮権の範囲で行われている。

●かとう幹夫 (共産党 宮城)

市民の声を生かすための原則を定め、裁判員の発言を抑えたり、結論を誘導しないように努めるという裁判官の心得を明確にすることが重要だと考えます。

●小池あきら (共産党 東京)

「ルール化」にはプラスとマイナスの両面があります。とくに現在の対象事件の場合、あまり画一的な基準を設けると、過去の量刑水準に引きずられたりして、本当の市民の声が生きなくなる恐れがあります。「被告人は最終判断が下されるまでは無罪と推定される」「犯罪の証明に一点でも合理的疑いが残れば無罪と判断しなければならない」という刑法の大原則を裁判官が必ず説明すること、「裁判官は裁判員がどんな意見でも積極的、自発的に述べられるよう努力し、発言を押さたり結論を誘導したりしないように努める」等の心得を定める、など最低限必要な点を明確にしておくことが重要だと考えます。

●清水ただし (共産党 大阪)

画一的な基準ではなく、最低限必要なことを裁判官が必ず説明するようにする。

●畠山和也 (共産党 北海道)

必要な運用の改善と法改正を求める。

質問 7

◆国民新党

市民参加にふさわしい案件に変更すべき。例) 行政訴訟、政治家の犯罪等。

◆社民党

行政、民事、労働裁判など刑事以外を対象にし、当面は重大刑事事件を外すことを検討すべき。

◆日本共産党

「最高刑死刑の事件」だけを除くというのにはありえないと思いますが、対象事件を現在のような重罪事件に限るのが適切かどうかには、問題があるように思います。贈収賄など公務員のからむ事件こそ、対象事件にしてほしいと思っている人も多いと思いますし、表現の自由や人権にかかわる事件こそ重大だと考えている人もいると思われます。対象事件としては、最高刑の如何を問わず、「被告人が、有罪・無罪を争っている事件」は必ず裁判員裁判にするとともに、現行の対象範

刑や贈収賄事件などの扱いをふくめて再検討する必要があると考えます。また、被告人の希望によって裁判員裁判あるいは裁判官だけの裁判のどちらを選択するかを決めるべきだとの意見も強く、検討していくべき課題だと思います。

◆民主党

3年後見直しの際、運用状況を見定めつつ、必要があれば検討をする。

●石川ひろたか（公明党 大阪）

軽微な事件まで対象を広げることは、裁判員の負担増に繋がるため現実的ではないと思う。

●大川朗子（社民党 大阪）

刑事事件を対象とするなら重大事件とする方がよいと思います。

●大西オサム（共産党 広島）

対象事件としては、最高刑の如何を問わず「被告人が有罪・無罪を争っている事件」は必ず裁判員裁判にするとともに、現行の対象範囲や贈収賄事件などの扱いを含めて再検討する必要があると考えます。

●大家敏志（自民党 福岡）

現在は通貨偽造、覚醒剤密輸も含まれており、これらは市民感覚で量刑を判断しづらい。また、性犯罪についても再検討。

●小川敏夫（民主党 東京）

当面は現行のまま。制度が定着した後より、対象を広げるべき。

●かとう幹夫（共産党 宮城）

被告人が有罪・無罪を争っている刑事事件は必ず対象にすべきです。被告人の選択制を導入することや、贈収賄事件等について検討すべきです。

●かんの哲雄（社民党 宮城）

問5と同じで、市民が量刑まで判断することについては検討する必要があると思う。

●熊谷大（自民党 宮城）

行政裁判も含める。

●小池あきら（共産党 東京）

本来、国民の司法参加の意義は、有罪か無罪か的事实判断に市民感覚が活かされるところにあります。したがって、対象事件を現在のような重罪事件に限るのは問題があると思います。対象事件としては、最高刑のいかんを問わず、「被告人が有罪、無罪を争っている事件」は必ず裁判員裁判にするとともに、贈収賄事件や表現の自由、人権にかかわる事件などの扱いをふくめ、対象範囲を再検討する必要があると考えます。被告人の希望によって裁判員裁判あるいは裁判官だけの裁判のどちらを選択するかを決めるべきだとの意見も強く、検討課題だと思います。

●清水ただし（共産党 大阪）

重罪事件に限るのか、贈収賄などにも拡大するのか等、幅広い議論が必要と考えています。

●畠山和也（共産党 北海道）

必要な運用の改善と法改正を求める。

●もとむら伸子（共産党 愛知）

事実認定だけにし、重罪も対象にする。

●森原秀樹（社民党 東京）

行政、民事、労働裁判など刑事以外を対象にし、当面は重大刑事事件を外すことを検討すべき。

問 8

◆日本共産党

市民の声を反映する方法は挙げられた項目以外にもいろいろあると思いますが、bの裁判員経験者の意見をできるだけ多く聴くことを中心にして、何らかの形で公表し、ひろく国民的議論を起こすことが必要だと思います。

◆民主党

有識者の意見等も踏まえ、市民の声の反映のあり方について今後検討。

●青山光子（社民党 愛知）

裁判員制度廃止。

●石川ひろたか（公明党 大阪）

裁判員制度については、随時法務委員会でも議論されていると聞いているが、見直し時には幅広く集中的に議論する必要があると思う。

●大川朗子（社民党 大阪）

担当した刑事弁護人の意見を反映させる。

●大西オサム（共産党 広島）

bの裁判員経験者の意見をできるだけ多く聴くことを中心にして何らかの形で公表し、ひろく国民的議論を起こすことが必要だと思います。

●かとう幹夫（共産党 宮城）

広く国民的論議を起こすことが、大切だと考えています。

●かんの哲雄（社民党 宮城）

裁判員制度をチェックする機関の設置が必要であるとする。

●小池あきら（共産党 東京）

「市民の声」を反映する方法は、上記項目以外にもいろいろあると思いますが、裁判員経験者の意見をできるだけ多く聞くことを中心にして、何らかの形で公表し、ひろく国民的議論を起こすことが必要だと考えます。

●もとむら伸子（共産党 愛知）

えん罪事件の経緯などを調査し、その教訓を生かす方策を取り入れるべきです。

問 9

◆国民新党

- 1) 裁判への市民参加の意義と市民・裁判員の役割は大きいものと考えます。
- 2) しかし、今日迄いろいろと問題点が多くあることも判明しております。
- 3) 次の制度見直しの審議会において問題点をそれぞれ出し、良りよい制度になるよう願っております。

◆自民党

国民の司法参加により、国民の視点、感覚が裁判の内容に反映され、裁判がより身近になり、国民の司法に対する理解と信頼が深まりつつあります。

裁判員裁判に参加することにより、国民ひとりひとりが、自分を取り巻く社会について深く考え、より良い社会への第一歩となることが期待されます。

◆社民党

裁判員制度の実施について(案) 2009年3月26日社会民主党内閣法務部会

裁判員制度の導入(2009年5月21日)を目前に控えて、実施に向けた準備作業も大詰めをむ

かえている。社民党は、市民の司法参加を求める立場から、裁判員制度の導入を一步前進と考え、裁判員法（「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」）の成立（04年5月）にも賛成してきたところである。

しかし制度設計が具体化するにしたがって様々な問題点が浮上している。昨年8月には社民党内閣・法部会としての見解（「裁判員制度の施行に対する社民党の見解」2008年8月7日）を示し、「（裁判員制度）施行の条件は整っているのか、一度立ち止まり、裁判員制度をとりまく現状と問題点を直視し、実施の延期も含め、場合によっては裁判員法等の改正も視野にいれつつ、慎重に再検討」することを求めてきた。

法の精神・法の支配を貫徹し、「市民の司法」を実現するという司法制度改革の本来の立場に立ち、制度の具体化にあたっては問題点を直視し、拙速に陥ることのないよう万全を期すべきである。

裁判員法の施行を目前に控え、社民党として以下の点についてあらためて強く要求するものである。

記

① 市民の理解を得る努力と裁判員の負担を減ずるための体制整備

約8割の市民が参加に消極的という現状はあまりにも不十分である。市民の十分な理解を得る努力をいっそう強める必要がある。また、裁判員の休暇制度、相応の休業補償、託児施設や介護施設の準備、ハンディキャップを持つ裁判員を支える仕組み等の整備が必要である。

② 被告人の防御権の保障のための審理日程の確保

裁判員の日程に配慮した超短期審理のため強引な訴訟指揮が行われたり、公判前整理手続による証拠制限や防御方法の開示義務が公判の形骸化につながるおそれが指摘されている。被告人の防御権を保障するためには、公判時の新たな証拠の提出を柔軟に認めると同時に、場合によっては審理の延長を可能とするために日程の余裕を確保しておくこと等が必要である。これら裁判員裁判の具体的な運用のあり方の基準をあらかじめ明らかにしておくことがのぞましい。

③ 被告人の防御権の保障のための条件の整備

被告人の防御権を保障するためには、証拠開示や公判前整理手続の運用のルール化、保釈の原則化、弁護士体制整備などが求められる。また、長期にわたる身柄拘束、代用監獄における自白の強要など、刑事捜査の構造的欠陥の改善の取り組みをすすめるべきだ。とりあえず取り調べの全過程の可視化が絶対に重要である。

④ 守秘義務の在り方の見直し

裁判官の守秘義務が一般的倫理規定で足りるとされていることと比べても、裁判員に懲役刑まで含む厳格な守秘義務を課することは行き過ぎだ。罰則の適用は特に悪質な場合に限り、裁判員が過度に萎縮することが無いように運用ルールの明確化が必要である。

⑤ 死刑判決について

死刑制度はそれ自体が個人の思想信条にも絡む重大問題であり、人の命を奪うという究極の刑罰を、わずかな票差の多数決で決することは適当とはいえない。死刑判決に関しては全員一致を条件とするなど、死刑判決の評決のあり方については再検討すべきである。死刑制度と刑事罰のあり方、裁判員制度の関係について検討するまでの間、裁判員制度によって死刑判決が下されても執行は行わないこととすべきである。

⑥ 国会における集中審議

これらの点を含め裁判員制度の実施体制について検証するため、施行前に衆参法務委員会における集中審議等、徹底した検証の場を設けることを求める。

◆日本共産党

日本共産党は、刑事裁判にも国民が参加することが必要だという見解を以前からもち、国民が有罪無罪の判断をおこなう陪審制あるいは国民が裁判全体にかかわる参審制を実現するよう主張してきました。現在行われている裁判員制度は参審制の一種ですから、法案にいくつかの問題点はありましたが、賛成の態度をとり、よりよい制度として実施できるよう、具体的提案もしてきました。また、検察官の不起訴にたいして二度「起訴相当」の議決をしたら起訴になるという検察審査会制度の改正も市民参加という点で重要な意義をもっていると思います。わが国の刑事裁判は、警察官や検察官が被疑者から自白をさせることを取り調べの中心におく自白偏重のやり方をとってきたために、数多くの冤罪を生じさせてきました。最近でも、足利事件、志布志事件、氷見事件などで、その酷い捜査のやり方が明るみに出されていることはご承知のことだと思います。質問6への回答でものべましたように、「被告人は最終判断がくだされるまでは無罪と推定される」「犯罪の証明に一点でも合理的疑いが残れば無罪と判断しなければならない」という刑事裁判の大原則が正しくつらぬかれるようにしなければなりません。裁判員制度が正しく機能するためにも、また、ウソの自白による冤罪を防止するためにも、法定での被告人の言い分が十分のべられるように保障するとともに、警察や検察での取り調べは全部録画して、自白の強制が絶対におこなわれないようきちんと制度化することや、警察・検察などが集めた証拠の全面的な開示がどうしても必要です。

◆民主党

裁判員制度は、国民主権のもと、主権者として自律的かつ社会的責任を負う統治主体である国民が、三権の一つである司法に直接参加し、多様な価値観や発想で事案を審理し、国民主導で正義を実現する制度と考えます。

●青山光子（社民党 愛知）

専門的知識、能力を持たない一般の裁判員に有罪・無罪の判断を求めるのは無理。検事が犯罪の内容を説明すると、それに反論する内容を検証する能力も時間もない。結局、起訴内容を認めて

しまうことになる。今は刑事事件だけだが、将来的に、政治犯、デッチ上げに利用されないという保証はない。裁判員制度は廃止すべきだ。

●石川ひろたか(公明党 大阪)

犯罪を裁く国家権力を監視・コントロールする手段として、国民が刑事裁判に参加する制度は欧米では歴史があり定着している。

国民主権を掲げるわが国においても同様な制度を持つことは必要である。立法、行政、司法において、特に、これまで市民の司法への参加(関与)は十分とは言えず、裁判員制度の意義は大きい。こうした制度に参加し、触れることで法治国家に生活する市民がリーガルマインド(法律的な見方、考え方)を日常の中で学び、深めていく契機になるものと期待する。

裁判員の役割としては、裁判に一般市民の社会的良識を反映することが第一にあげられるが、一方、検察官や弁護士とともに裁判員への配慮から、日常語で分かりやすい説明が行われるようになった。証拠調べなどは大型モニターにも映し出され傍聴人にも裁判の流れは良く分かるように改善が進んでいる。

そうした裁判員制度のプラス面を根付かせていくと同時に、今後は、被告人の否認事件の増加による裁判の複雑化・長期化も予想されることから、裁判員の物理的、精神的負担が過度にならないよう適切な措置を講じていく柔軟性も必要であると思う。

●伊藤ひろみ(民主党 宮城)

女性の司法参加の機会増大を図るため、参加しやすい仕組みを整備していく必要があると思います。又、性別や年齢を問わず、自立した男女が積極的に参画できるシステムを作らなければならないと考えます。

●大川朗子(社民党 大阪)

従来の官僚司法を打破する為にも、市民参加の意義は大きい。しかし、その為には市民は感情に流されることなく、また、裁判員になったときは、刑事裁判の原則(「疑わしきは被告人の利益に」など)に徹底的に依拠した上で裁判官に臆することなく自由に発言することが重要です。

●大久保勉(民主党 福岡)

三権の一つである司法へ市民が積極的に参加することは、民主主義の基本だと思います。

●大西オサム(共産党 広島)

日本共産党は、刑事裁判にも国民が参加することが必要だという見解を以前からもち、国民が有罪無罪の判断をおこなう陪審制あるいは国民が裁判全体にかかわる参審制を実現するよう主張してきました。現在、行われている裁判員制度は参審制の一種ですから、法案にいくつかの問題点はありませんが、賛成の態度をとり、よりよい制度として実施できるよう、具体的な提案もし

てきました。また、検察官の不起訴に対して二度、「起訴相当」の議決をしたら起訴になるという検察審査会制度の改正も市民参加という点で重要な意義をもっていると思います。

●大家敏志（自民党 福岡）

司法に対する国民の理解や支援を深め、司法がより強固な国民的基礎を得ることができるように、さらに、上記⑧を通じて見直しを図っていくべきだ。

●小倉あさ子（たちあがれ日本 東京）

司法は一時的な国民感情で決さられてはならないのが原則です。しかし、現在の裁判員制度は一審に限られており、問題はないと思います。

●おだち源幸（民主党 大阪）

刑事裁判における有罪率 98%超は異常だと市民は考えている。市民による公正な目を裁判に入れることは意義があると考えています。

●かとう幹夫（共産党 宮城）

日本共産党は、かねてから陪審制または参審制を実現するよう主張してきたので、いまの裁判員制度には、法案には問題点がありましたが、賛成してきました。導入後の事態を検証して、国民的論議で改善していくべきです。

その際に自白偏重の捜査について、数多くのえん罪を生んで人権侵害を重ねてきた反省に立って、「取調べの可視化」など、根本的改善を図るべきです。

判決が下されるまでは無罪と推定し、犯罪の証明に一点でも合理的疑いが残れば無罪と判断する、刑事事件の大原則が貫かれる制度にすべきです。警察官、検察官の手持ち証拠についても全面的開示が必要です。

●かんの哲雄（社民党 宮城）

法の適用を専門家のみが執行(判断)するのではなく、市民の意見(感覚)が反映されるべきことは当然のことであり、市民・裁判員制度がその第一歩という点で評価できる。課題としては、①裁判員の最終選考過程が不透明という指摘がある。②裁判員へのマスコミの取材も含め、守秘義務との関係もあり、慎重な対応が求められている。もっと守秘義務を遵守することが必要だ。③裁判員に量刑の判断を求めることに問題があると思います(死刑制度も含めて)。現裁判官のリードによって判断されているのが現状であると思うので、ルール化が必要であると考えます。

●熊谷大（自民党 宮城）

開かれた裁判である事は大変のぞましいと思います。しかし、市民の側にも広く、そして深い社会に対する知見が求められるべきだと思います。

●小池あきら(共産党 東京)

日本共産党は、刑事裁判にも国民が参加することが必要との立場から、国民が有罪無罪の判断を行う陪審制あるいは国民が裁判全体にかかわる参審制を実現するよう以前から主張してきました。現在行われている裁判員制度は参審制の一種であり、法案にいくつかの問題点はあったが、賛成し、の態度をとり、よりよい制度として実施できるよう具体的提案もしてきました。引き続き、本当の意味での司法への市民参加が前進するよう力をつくしたいと思います。

なお、我が国の刑事裁判は、警察官や検察官が被疑者から自白をさせることを取り調べの中心におく自白偏重のやり方をとってきたため、数多くのえん罪を生んできました。質問6の回答でも述べたように、刑事裁判の大原則が正しく貫かれるようにしなくてはなりません。裁判員制度が正しく機能するためにも、えん罪を防止するためにも、法定での被告人の言い分が十分述べられるよう保障するとともに、警察や検察での取り調べは全部録画することや、警察・検察などが集めた証拠の全面的な開示がどうしても必要だと考えます。

●斉藤よしたか(民主党 愛知)

司法をプロのエリート官僚裁判官だけに任せず、市民参加により国民の健全な常識を反映させようとする方向性は「司法の民主化」として評価する。今回の裁判員制度はその試行の一つと評価するが、司法試験改革や捜査の可視化、検察審査会制度、死刑制度廃止など、司法改革全体の検証、見直しを図ることが大切だ。冤罪を生まないための法の下での平等がしっかり担保されるために。

●清水ただし(共産党 大阪)

日本共産党は、国民が有罪無罪の判断を行う陪審制や裁判全体にかかわる参審制を主張してきました。その立場から現行の裁判員制度にも賛成の態度をとり、検察審査会制度の改正も重要な意義をもっていると考えています。今後自白偏重のやり方を改める為に、自白の強制を…制度化や証拠の全面的開示が必要と考えています。(…は読みとれず)

●竹谷とし子(公明党 東京)

裁判員制度は、これまで進めてきた我が国の司法制度改革の柱であると位置づけております。本制度によって、市民が裁判に参加し、市民の視点や感覚が率直に司法に反映されることで、司法に対する市民の理解の増進と信頼の向上を図り、ひいては「市民に身近で、頼りがいのある司法」の実現につながるものと考えています。

ただし、本制度について、いまだ国民の中には、不安を抱いている方も少なくないと考えております。

我が党としては、今後とも本制度の実効性を注視しつつ、学校における法教育の普及促進を図るとともに、本制度がより国民の間に定着していくよう広報宣伝活動を実施するなど、必要な環境整備を行ってまいります。

●東海ゆき子（自民党 東京）

国民の司法参加により、国民の視点、感覚が裁判の内容に反映され、裁判がより身近になり、国民の司法に対する理解と信頼が深まりつつあります。

裁判員裁判に参加することにより、国民ひとりひとりが、自分を取り巻く社会について深く考え、より良い社会への第一歩となることが期待されます。

●長谷川岳（自民党 北海道）

これまでは、市民がまったく知らない、関心もそれほど持たなかった裁判ですが、裁判員制度の導入により、国民の関心は高まっていると考えます。

わたしたちの自由や権利に関わることだからこそ、市民の知識と経験に基づいた”常識”が必要であり、冤罪を防ぎ、司法の理解を深め、信頼を高めることに大きな役割を持つと考えます。

●畠山和也（共産党 北海道）

裁判員裁判で無罪推定の原則をつらぬき、よりよい制度に改善します。有罪が確定するまでは被告人は無罪が推定されるというのが刑事裁判の原則です。裁判員裁判では、とりわけそれがつらぬかれるようにすべきです。検察側と被告側の双方の証人が法廷でおこなった証言や被告人の発言、法廷に出された物的証拠など、法廷で直接に見聞きしたことにもとづいて、裁判に訴えられた犯罪事実をおこなったのが被告人かどうかを認定することが求められます。

●藤川まさし（民主党 北海道）

市民の司法参加は、国民主権を実質化し、司法の国民的基盤を確立するためにも必要不可欠な制度だと思えます。

●藤川政人（自民党 愛知）

国民の司法参加により、国民の視点、感覚が裁判の内容に反映され、裁判がより身近になり、国民の司法に対する理解と信頼が深まりつつあります。

裁判員裁判に参加することにより、国民ひとりひとりが、自分を取り巻く社会について深く考え、より良い社会への第一歩となることが期待されます。

●宮沢洋一（自民党 広島）

国民の司法参加の実現という観点から大変重要な制度である。

●もとむら伸子(共産党 愛知)

裁判への国民参加をすすめるためには、裁判員の参加を強制するようなやり方をやめ、国の責任で事業所等への保障措置を徹底すること、守秘義務の対象を評議にかかわる個人情報漏洩のみにかぎり、罰則の適用を柔軟にするなどの措置が必要です。

また、推定無罪の原則の徹底、証拠の全面開示、取り調べの可視化など、正確な判断をする環境の整備も必要と考えます。

●森原秀樹(社民党 東京)

裁判員制度の実施について(案) 2009年3月26日社会民主党内閣法務部会

裁判員制度の導入(2009年5月21日)を目前に控えて、実施に向けた準備作業も大詰めをむかえている。社民党は、市民の司法参加を求める立場から、裁判員制度の導入を一步前進と考え、裁判員法(「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」)の成立(04年5月)にも賛成してきたところである。

しかし制度設計が具体化するにしたがって様々な問題点が浮上している。昨年8月には社民党内閣・法部会としての見解(「裁判員制度の施行に対する社民党の見解」2008年8月7日)を示し、「(裁判員制度)施行の条件は整っているのか、一度立ち止まり、裁判員制度をとりまく現状と問題点を直視し、実施の延期も含め、場合によっては裁判員法等の改正も視野にいれつつ、慎重に再検討」することを求めてきた。

法の精神・法の支配を貫徹し、「市民の司法」を実現するという司法制度改革の本来の立場に立ち、制度の具体化にあたっては問題点を直視し、拙速に陥ることのないよう万全を期すべきである。

裁判員法の施行を目前に控え、社民党として以下の点についてあらためて強く要求するものである。

記

①市民の理解を得る努力と裁判員の負担を減ずるための体制整備

約8割の市民が参加に消極的という現状はあまりにも不十分である。市民の十分な理解を得る努力をいっそう強める必要がある。また、裁判員の休暇制度、相応の休業補償、託児施設や介護施設の準備、ハンディキャップを持つ裁判員を支える仕組み等の整備が必要である。

②被告人の防御権の保障のための審理日程の確保

裁判員の日程に配慮した超短期審理のため強引な訴訟指揮が行われたり、公判前整理手続による証拠制限や防御方法の開示義務が公判の形骸化につながるおそれが指摘されている。被告人の防御権を保障するためには、公判時の新たな証拠の提出を柔軟に認めると同時に、場合によっては審理の延長を可能とするために日程の余裕を確保しておくこと等が必要である。これら裁判員裁判の具体的な運用のあり方の基準をあらかじめ明らかにしておくことがのぞましい。

③被告人の防御権の保障のための条件の整備

被告人の防御権を保障するためには、証拠開示や公判前整理手続の運用のルール化、保釈の原則化、弁護士の体制整備などが求められる。また、長期にわたる身柄拘束、代用監獄における自白の強要など、刑事捜査の構造的欠陥の改善の取り組みをすすめるべきだ。とりあえず取り調べの全過程の可視化が絶対に必要である。

④守秘義務の在り方の見直し

裁判官の守秘義務が一般的倫理規定で足りるとされていることと比べても、裁判員に懲役刑まで含む厳格な守秘義務を課することは行き過ぎだ。罰則の適用は特に悪質な場合に限り、裁判員が過度に萎縮することが無いように運用ルールの明確化が必要である。

⑤死刑判決について

死刑制度はそれ自体が個人の思想信条にも絡む重大問題であり、人の命を奪うという究極の刑罰を、わずかな票差の多数決で決することは適当とはいえない。死刑判決に関しては全員一致を条件とするなど、死刑判決の評決のあり方については再検討すべきである。死刑制度と刑事罰のあり方、裁判員制度の関係について検討するまでの間、裁判員制度によって死刑判決が下されても執行は行わないこととすべきである。

⑥国会における集中審議

これらの点を含め裁判員制度の実施体制について検証するため、施行前に衆参法務委員会における集中審議等、徹底した検証の場を設けることを求める。

●薬師寺道代（みんなの党 愛知）

（意義）一般市民の感覚を取り入れることとなり、裁判官を含む裁判体として社会実情にあった判断を下す可能性が高まること。

（役割）プロフェッショナルとしての裁判官との評議の中に一般市民感覚をとり入れることにより、社会実情を反映した公正な刑事裁判を実現すること。

その他

◆日本共産党

（回答の前提として）

貴協会が、「市民が裁判員の役割を十分に果たすためにも、裁判員制度が理念にかなう成果をあげ成熟していくためにも、市民自身が積極的に学び、裁判員裁判をめぐる課題に向かおうという趣旨で活動してきました」との立場で、裁判員裁判の問題に積極的に取り組んでこられたことに深い敬意を払うものです。

私どもも、裁判員制度を定める法案に賛成し、ほんとうの意味での司法への市民参加が成功するように願っています。ただ法律施行3年後の見直しに向けて、具体的にどこをどう改めるなどの政策は、現在検討中であり、ご質問の各項目に断定的な回答をすることができない点もあり、大

きな立場から考え方をのべるという部分もあることを、ご承知いただきたいと思います。

◆新党改革

裁判員制度はまだ発足したばかりであり、経過を見ながら判断していくことが望ましい。

●小池あきら(共産党 東京)

貴協会が、裁判員裁判の問題に積極的に取り組んでこられたことに深く敬意を表します。私たちも、裁判員制度を定める法案に賛成し、よりよい制度となるよう提案もしてきたものとして、本来の意味での司法への市民参加が成功するよう願っています。

裁判員制度に関するアンケートについて、別紙の通り回答いたします。

ただ、法律施行3年後の見直しに向けて、具体的にどこをどう改めるなどの政策は現在検討中であり、ご質問の項目の中には、現時点では大きな立場から考え方を述べるに留めざるを得ない部分もあることを、ご承知おきいただきたいと思います。

4. 裁判員 ACT の見解

現行制度は市民参加を拡充する形で見直しを

(質問1)

裁判員ACTは、裁判員制度は市民参加をより拡充する方向で見直しを進めるべきという立場をとっています。

具体的には、以下のような点について、改善を求めます。

- ① 辞退希望の時期だけでなく、裁判員を積極的に務められる日時や曜日、時間帯等を聞き取ることで選任時に配慮
- ② 介護・育児に携わっている人や障害者等、誰もが参加しやすい支援体制の充実
- ③ 裁判員を務めるための特別休暇制度の徹底
- ④ 法教育の充実

これらの、市民が物理的により参加しやすくなるための見直しはもちろんのこと、実際に市民が裁判員を務める際に十分な評議ができるような仕組みの強化など、質的な意味でもより充実した参加が実現できるような方向での見直しが必要だと考えます。

脱「お客様」化のため、市民感覚を反映させる仕組みの担保が必要

(質問2)

裁判員ACTは、裁判員制度について従来の裁判に比べれば確かに市民参加は前進したものの、まだまだ不十分であると考えています。実際、私たちは裁判員経験者から「市民感覚を反映していないと感じた」との声を確認しています。

判決文や説諭などが変わったと言われていますが、それらの変化が「市民感覚の反映」と言えるのかどうかは検討が必要です。本来なら「“十分”反映されていると考えるかどうか」を確認すべきところでしたが、そこを問える質問文になっていませんでした。

ただし、質問1で大半の回答者が積極的に「裁判員制度を見直すべき」と答えていることと合わせて考えると、回答者の多くが市民感覚の反映はまだ十分でないと感じていると推察されます。

裁判員が「お客様」にとどまることのないよう、今後の見直しに向けて、さらに生活者の価値観や良識などの市民感覚が反映される仕組みが保障されなければならないと考えます。

評議内容は公表を進めるべき

(質問3)

裁判員ACTは、個人が特定される情報（プライバシー）を除けば、評議の中身の公表を進めるべきだと考えます。現在は“守秘義務”の概念があいまいで、評議での裁判員個人に関わるプ

ライバシーと、制度の検証のために必須な評議内容とが、ひとくくりに“守秘義務”とされ、情報が遮断されている状態です。両者を「守るべき内容と、守る必要のないもの、積極的に公表していくもの」に区分することが必要であると考えます。

私たちは、評議内容の公表や制度面についての意見表明は、裁判員のメンタルケアはもちろん、裁判員制度検証のためにも役立ち、司法制度そのものを市民全体で考えていくことにつながると考えています。そうしてこそ「国民にとって身近な司法」が実現し、犯罪のない、より良い社会づくりに貢献できるのではないのでしょうか。

全員が納得できる評決へ、慎重な議論が必要

(質問4)

被告人に不利な決定を行う際には、刑事裁判の原則に則った議論、つまり「証拠に基づき合理的な疑いがないか」の判断に疑問を残したまま有罪の評決をすることがないようにしなければなりません。しかし、少数の裁判員が「合理的な疑いがある」と考えているような場合でも、5対4の多数決で有罪の決定が行われる現行制度は、「推定無罪」の原則に反します。

刑事裁判の理念に沿った形での市民参加を実質化するために、全員が納得できるまで話し合うことを明記するべきであると考えます。

量刑判断のための情報がまだまだ不足

(質問5)

裁判員ACTは、市民の負担が大きいという理由から裁判員が量刑判断をしないというのは、あるべき司法参加の形ではないと考えます。ただし、裁判員が量刑判断を行う際には、適切な判断ができるだけの十分な情報が必要です。

これまでの類似事件の量刑を示すだけでなく、執行猶予や保護観察の有無が被告人にどう影響するのか、刑務所に入る期間と更生の関係など、多様な判断材料が提供されるべきです。“罪と罰”の意味を、裁判員だけでなく社会全体で考える土壌が必要であり、そうした前提がないままで量刑判断を行う現行制度には問題があると考えます。

具体的な評議のためのルール作りを

(質問6)

裁判員ACTは、密室での評議は裁判官の誘導的な議論展開になる危険があり、情報量の違う裁判員がお飾り化することにつながりかねないと考えます。評議についてのルールは裁判体ごとの裁量に任せず、市民がより参加しやすく、納得のいく評議を尽くせるためのルールを、市民も参加して作っていくのがよいと考えます。

たとえば、裁判官と裁判員の情報格差を解消するために、裁判員に対し、(1) 公判前整理手続きでの検察、弁護側の主張や、証拠が絞られた経過などを詳細に伝える、(2) 評決の前にも推定無罪等の説明を義務づける、(3) 刑事裁判の原則理念や評議の基本ルールを明文化して裁判体全員に書面配布するといったことが考えられます。また、評議の途中で裁判員が違和感や疑問を感じたときにそれを表明することを躊躇しないで済む仕組みも必要です。

死刑と向き合い、対象事件拡大の議論も前向きに

(質問7)

裁判員ACTは、「死刑」制度が存置されている限りは例外扱いせず、市民も「死刑」にきちんと向き合うべきだと考えますので、裁判員制度の対象事件に死刑を含めるかどうかという点では、裁判員ACTとしては、「現行のまま」との考え方を支持します。

あわせて、裁判員の参加には、市民感覚の反映だけでなく、司法権力の監視という大きな意義があります。対象事件の拡大については、市民が主権者として権力をチェックしていくという意味においても、それが求められる行政訴訟や一般の否認事件などにも市民参加を進めていくための議論が必要だと考えます。

制度見直しに経験者の声を

(質問8)

制度施行3年後の見直しについては、回答者の9割が「経験者の声を聞く」と回答しているように、裁判員経験者の声を含めた評議進行のルールや制度の検証は不可欠で、3年後の見直しに向けてぜひとも取り組むべき課題と考えています。

「その他」の意見として、「裁判員制度をチェックする機関を設ける」「担当した刑事弁護人の意見を聞く」などがありました。制度見直しには裁判員経験者はもちろん、候補者なども含め、さまざまな角度からの声を反映させる道筋を準備するべきです。

(質問9) 自由記述欄

「まだ制度が始まったばかりだから」「運用状況を見定めつつ、必要があれば検討する」という抽象的な紋切り型の回答には、残念に感じる部分もありました。

国政を担おうとする皆さんには、今後もぜひ、市民とともに裁判員制度や司法への市民参加についての学習や議論を深め、具体的な行動を起こしていただきたいと思います。

私たちも、大きな関心と期待を持って、今後も皆さんのアクションを注視していきます。

5. 資料

- ① 質問状（立候補予定者の回答分布を追記）

質問状

回答者

TEL/FAX：

E-MAIL：

質問1 現在の裁判員制度は見直しをする必要があると思いますか。

- a 制度の見直しをする必要はない（6）
- b 市民参加をより拡充する方向で見直しをする（18）
- c 市民参加をより縮小、または制度を廃止する方向で見直しをする（1）

質問2 現在の裁判員制度は市民感覚を反映していると思いますか。

- a 市民感覚を反映している（24）
- b 市民感覚を反映していない（0）
- c 分からない（3）

質問3 以下は制度の内容について具体的にお尋ねします。裁判員には裁判中だけでなく、裁判終了後も守秘義務があり、違反すると6月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。これについて以下の選択肢から1つ選び、ご回答をお願いします（以下同様です）

- a 現行のまま（14）
- b 守秘義務はなくてよい（罰則もなし）（1）
- c 守秘義務は必要だが、罰則は廃止する（6）
- d その他（ ）（7）

質問4 裁判員制度は有罪、無罪の決定を、原則として裁判官と裁判員の過半数の賛成で決めています。

- a 現行のまま（10）
- b すべて全員一致にする（0）
- c 死刑の評決のみ全員一致にする（死刑以外は現行のまま）（9）
- d 全員一致としないまでも、過半数より高い比率にする（5）
- e その他（ ）（4）

質問 5 裁判員は有罪、無罪の事実認定と有罪の場合、量刑の判断もしています。

- a 現行のまま (15)
- b 裁判員は事実認定だけをする (3)
- c その他 () (8)

質問 6 有罪、無罪の事実認定や量刑の判断をする裁判官と裁判員の話し合い(評議)は、ルールがなく、裁判官の判断によって行われています。

- a 現行のまま (8)
- b ルールを定めて公開する (10)
- c その他 () (8)

質問 7 裁判員制度の対象は「死刑または無期懲役・禁固の罪の事件」です。

- a 現行のまま (15)
- b 最高刑が死刑の犯罪を裁判員裁判の対象からはずす (2)
- c その他 () (9)

質問 8 2009年5月の裁判員法施行から3年後に定められている制度の見直しについて、市民の声をどのように反映させればよいと思いますか(複数回答可)。

- a 制度見直しの審議会の委員に一般市民を複数入れる (16)
- b 裁判員経験者の意見を反映させる (25)
- c パブリックコメント、一般市民公聴会を開催して市民の意見を反映させる (18)
- d 国会に、裁判員制度に関する特別委員会等を設置する (8)
- e 市民からの意見に回答し、制度見直しに反映させる常設窓口を設ける (10)
- f その他 () (7)

質問 9 裁判への市民参加の意義と市民・裁判員の役割についてどのようにお考えですか。その他、自由にお書き下さい。

以上

② 質問の趣旨と背景（回答者に質問状に添付して郵送）

【質問の趣旨・背景】

〔質問1〕

裁判員法の附則第9条は、施行後3年を経過した場合、必要があると認めるときは、「所要の措置を講ずるものとする」として、見直しを想定していますが、現在の裁判員制度については、肯定・否定など様々な見方があります。

今の制度で特に見直す必要はないのか、守秘義務を緩和するなど市民参加をより進めるための見直しが必要なのか、逆にそもそも裁判に一般市民の参加は必要ないという考え方などから見直しが必要なのかをお聞きしています。

〔質問2〕

現在の裁判員制度は果たして市民の感覚を反映するものになっていると言えるかどうかお聞きしています。

〔質問3〕

裁判員と補充裁判員には、裁判中だけでなく裁判終了後も、評議の秘密やその他の職務上で知りえた秘密に対する守秘義務があり、違反すると懲役や過料が科せられます。

これについては、裁判員の職務を考えれば当然で現行制度のままでよいという考えもありますし、守秘義務は必要だが罰則まで科する必要はないという考えや、守秘義務や罰則は科さず、自由に発言することを認めるべきだという意見もあると思います。

その他、報道などでは守秘義務の範囲が不明確で、どこまで言ってよいのか悪いのか、基準がわからないなどの意見も見かけられます。お考えをお聞かせください。

〔質問4〕

現在の裁判員制度では、有罪・無罪の決定を裁判官と裁判員のそれぞれ最低1名ずつを含む過半数の賛成で決めています。つまり9名のうち、5名が有罪であれば有罪となるわけですが、これについては意見が分かれるところだと思います。

重大な決定を下すのに多数決である現行制度でよいのか、すべての事件で全員の一致した結論になるまで話し合うべきか、例えば3分の2以上などの過半数より高い基準を設定すべきであるのか、あるいは極刑である死刑の結論だけは全員一致とすべきであるのか、ご意見をお伺いしています。

〔質問5〕

裁判員は有罪か無罪かの事実の認定と、有罪の場合は刑の重さ（量刑）の判断もしています。

事実認定は、市民の良識と日常生活での判断能力を活用すれば市民感覚が反映されると言われますが、刑の重さを決めるのは、例えば懲役4年と5年の差など、なかなか難しいものがあります。

この問題についても、現行制度のまま事実認定と量刑の両方に裁判員が関与すべきか、裁判員は事実認定だけをするほうがよいのか、どちらが市民参加としてふさわしいかをお伺いします。

〔質問6〕

事実認定や量刑の判断をする裁判官と裁判員の話し合い（評議）には、特にルールがあるわけではなく、個々の裁判長の判断によって行われています。

話し合いは裁判官と裁判員だけで密室で行われるため、どうしても法律の専門家である裁判官からの一方的な説明・レクチャーのような形になり、裁判員がお飾り的な存在になってしまうという危険性が指摘されています。

個々の裁判長がそれぞれの方法で進めるという現在の形がいいのか、一定のルールを決めて公表し、裁判員裁判はすべて、そのルールに従って話し合いを進める方がいいのかをお聞きしています。

〔質問7〕

この質問は、単純に死刑の判断を市民が行うべきではなく裁判官に任せるべきかどうかをお伺いしているものではありません。死刑という重大な判断こそ、今までのように裁判官だけに任せておくのではなく、市民が参加して決断を下すべきだという考え方も成り立ちます。

現在の裁判員裁判の対象となるのは「死刑または無期の懲役もしくは禁固にあたる罪」の事件ですが、このような重大な事件ではなく、万引きや痴漢などの軽微な事件を対象とすべきである、また行政事件や民事事件のほうが市民の常識を反映できるという考えもあると思います。

市民が参加するのはどのような種類、どのような程度の事件が望ましいと思われるのかご意見をお聞かせください。

〔質問8〕

質問1でも述べましたように、裁判員法は施行から3年後に見直しが見込まれています。私たちは市民が参加しやすく使いやすい裁判員制度を目指しています。そのためには主権者でありユーザーでもある市民の声を、できるだけ反映させる必要があると考えています。

そのために有効であると思われる施策について、いくつでもお選びください。また、質問状に掲げた方法以外に効果的であるとお考えのものがありましたらご提案ください。

〔質問9〕

最後に、一番本質的な質問をさせていただきます。私たちは、裁判員制度は市民の義務であ

ると同時に、三権の一つである司法権の直接的な行使に他ならないと考えますが、裁判への市民参加の意義、市民・裁判員の果たすべき役割についてのあなたのお考えをお聞かせください。

また、裁判員制度について常日頃お考えのことなどがありましたらお書きください。

社会福祉法人 大阪ボランティア協会
“裁判員ACT” 裁判への市民参加を進める会
〒553-0006
大阪市福島区吉野4-29-20 大阪NPOプラザ100号
Tel: 06-6465-8391 Fax: 06-6465-8393
<http://www.osakavol.org/>

※社会福祉法人大阪ボランティア協会について

1965年、全国に先駆けて誕生した市民活動総合支援センターです。さまざまな問題解決に取り組もうという多様な市民の意欲を高め、励まし、支援することで市民活動を活発にし、「市民社会」の創出をめざします。

事業収入規模：約2億635万円/（2008年度収入ベース）、ボランティア113人、有給職員28人の市民の手により、事業企画、組織運営を行っています。